

# 高槻市民憲章

## 前 文

わたくしたちのまち高槻は、北は景勝摂津峡をいだく北摂連山につつまれ、南は淀川の豊かな流れに臨み、平和な風土に恵まれています。

わたくしたちのまち高槻は、祖先の心をしのばせる遺跡・史跡をはじめ、多くの文化財をもつ由緒のあるまちです。

わたくしたちは、この地にあって、真に生きがいのある文教・福祉都市を建設し、子孫が誇りをもって「わが郷土・高槻」と語り継げるよう、明日への願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

## 条 文

### 1. 高槻は わたくしたちの 自治のまち

わたくしたちは、市民としての自覚と責任をもって、進んでまちづくりに参加します。

### 2. 高槻は 心と心を 結ぶまち

わたくしたちは、信頼と愛情を深め、すべての差別をなくし、自由と公正を守ります。

### 3. 高槻は 住みよい環境 めざすまち

わたくしたちは、あらゆる公害をなくし、生活の安全を守り、花と緑を育てます。

### 4. 高槻は 生きるよろこび 燃やすまち

わたくしたちは、体を鍛え、仕事に励み、明るい家庭と社会を築きます。

### 5. 高槻は 文化の華を 咲かすまち

わたくしたちは、人間性豊かな教養を高め、輝く市民の文化を創ります。

昭和 52 年 12 月 5 日制定  
高槻市民憲章制定市民会議